

各 位

平成 15 年 5 月 22 日

本店所在地 東京都港区西新橋一丁目10番2号
会社名 ソフトバンク・インベストメント株式会社
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)
代表者 代表取締役社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 責任者 役職名 常務取締役管理本部長
小林 寿 之
電話番号 03 - 5501 - 2711 (代表)

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 22 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り、平成 15 年 6 月 23 日開催予定の当社第 5 期定時株主総会に提案することを決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

合併新会社成立後の当社連結業績の向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材の確保に資することを目的とし、2.の新株予約権発行の要領に記載のとおり、当社並びに当社の子会社の取締役及び従業員(以下「対象者」という。)に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 75,000 株を当初の総株数の上限とする。但し、当初行使価額(4)において定義する。)を調整した場合、(4)の規定により定まる新株予約権 1 個当りの払込金額に、その時点において未行使の新株予約権の数を乗じて得られた額を、その時々における行使価額(4)において定義する。)で除した数(但し、この場合に 0.01 株未満の端数が生じるときは、切り捨てる。)に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

75,000 個を上限とする。

但し、新株予約権 1 個当りの目的となる株式の数は当初 1 株とし、その後行使価額(4)において定義する。)が調整された場合、(1)に規定する方法に準じて調整される。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値を払込価額とする。

なお、新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」といい、当初行使価額は払込価額と等しいものとする。)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で当社の普通株式の発行もしくは自己株式の移転を受けることができる新株予約権又はかかる新株予約権を付された新株予約権付社債を発行するときも上記の算式により行使価額を調整するものとする。

さらに、新株予約権発行後に当社が当社普通株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 6 月 24 日から平成 25 年 6 月 23 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、取締役会の決議により指定した期間における行使可能な新株予約権の個数及び新株予約権の行使によって発行又は移転される株式の発行価額合計額の上限を定めることができ、かかる定めがある場合、対象者はかかる上限を超えないように新株予約権を行使しなければならない。

対象者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、任期満了による退任、定年退職その他の正当な理由があると当社取締役会が認め、その者の退職または退任後の権利行使を当社取締役会で承認した場合はこの限りでない。

対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。但し、新株予約権の割当に関する契約に定める条件による。

対象者が新株予約権を放棄した場合、対象者が法令違反の行為をした場合、対象者が当社と競業した場合その他新株予約権を発行する目的に照らして対象者に新株予約権を行行使させることが相当でない事由として取締役会決議で定める事由が生じた場合、対象者は新株予約権を行行使できないものとする。

新株予約権の譲渡、質入、担保供与その他一切の処分は認められない。

各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が当社株主総会で承認されたとき又は当社が分割会社となる会社分割が株主総会（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会決議）で承認されたときは、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

ソフトバンク・インベストメント株式会社 IR室 03-5501-2711